

1. 候補者の選考対象

給付奨学生採用候補者の選考は、以下のいずれかに該当する者の中から行うこととする。

なお、卒業後2年以内の者まで推薦対象とする。

- (1) 家計支持者が個人住民税(市町村民税)所得割を課されていないこと(奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること)
- (2) 生活保護を受給していること(奨学金申込日現在において保護費を受給していること)
- (3) 社会的養護を必要とする生徒等の場合は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)上の措置として以下の施設等に入所等していること(生徒等が18歳時点で入所等していた(又はしていることが見込まれる)こと)
 - ・児童養護施設(児童福祉法第41条に規定する施設)
 - ・児童心理治療施設(同法第43条の2に規定する施設)
 - ・児童自立支援施設(同法第44条に規定する施設)
 - ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を行う者(同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者)
 - ・小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を行う者(同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者)
 - ・里親(同法第6条の4に規定する者)

2. 推薦基準

(1) 人物について

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が給付奨学生にふさわしく、進学目的及び進学後の人生設計が明確であり、将来良識ある社会人として活動し、将来的に社会に貢献する人物となる見込みがあること。

- ① 給付奨学生を希望する生徒は別紙様式の校内推薦申込書を提出するものとし、進学目的、進学後の人生設計、人物について校内で評価を行う
- ② 必要に応じて、面接を行い、進学目的や修学意欲について確認する

(2) 健康について

- ① 本校で実施する定期健康診断において、修学に耐え得るものと認められること
- ② 年間を通じて、出席状況が良好な生徒であること

(3) 学力及び資質について

下記のいずれかの要件を満たしていること。

- ① 本校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者
- ② 部活動や教科以外の活動で、優れた成績を収めた者
- ③ 社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進学後の学修に意欲があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者

(4) 家計について

「1. 候補者の選考対象」(1)～(3)に該当すること。

(5) 推薦候補者決定について

本校における給付奨学生の決定については、教頭、3学年主任、及び総務部奨学金担当者による給付奨学生推薦会議において推薦を行い、校長が決定するものとする。